

刈谷市新型コロナウイルス感染症対策支援施策 (市内事業者向け)

雇用安定支援事業

事業活動が縮小する中、労働者の雇用の維持を図るため、市内の中小企業者が休業を実施し、休業手当を支払い国の雇用調整助成金の支給を受けた場合、休業手当の一部を同一事業者1年度200万円を上限に補助します。また、労働者の解雇等を行わない場合は、国への助成金の申請手続きに要する費用を同一事業者1年度10万円を上限に補助します。

【申請・問合せ先】

刈谷市役所 商工業振興課 TEL：0566-62-1016

信用保証料補助事業

刈谷市商工業者事業資金、愛知県小規模企業等振興資金または愛知県経済環境適応資金の融資を受けるため、愛知県信用保証協会による信用保証料を支払った事業者に対して、補助率100%、補助限度額40万円（セーフティーネット保証4号及び5号については100万円）の補助金を交付します。

【申請・問合せ先】

刈谷市役所 商工業振興課 TEL：0566-62-1016

プレミアム商品券補助事業

収束後の消費需要の喚起と地域経済の再活性化を図るため、刈谷商工会議所及び刈谷市商店街連盟が行うプレミアム商品券の発行などに要する経費を補助します。販売の時期や場所、購入方法などについては、詳細が決まり次第、市民だよりや市ホームページなどでお知らせします。

【問合せ先】

刈谷市役所 商工業振興課 TEL：0566-62-1016

納税が困難な場合の地方税の猶予制度

納税者やご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合のほか、災害により財産に相当な損失が生じたり、事業を廃止・休止したり、事業に著しい損失を受けたりしたことにより納税することが困難な場合は、申請により市県民税や固定資産税などの徴収を猶予できる場合があります。また、申請による換価（公売など）の猶予制度もあります。手続き方法などについて詳しくは、お問い合わせください。

【申請・問合せ先】

刈谷市役所 納税課 TEL：0566-62-1007